

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地
高 島 株 式 会 社
代表取締役社長 高 島 幸 一

第130回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル
当社本店11階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第130期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第130期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額改定の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tak.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 節電対策として、会場内の室温を高めに設定いたしますので、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日）におけるわが国の経済環境は、雇用・所得環境の改善が続く中で、個人消費は持ち直し、企業業績の改善、業況判断の改善による設備投資の増加等により、景気は緩やかな回復基調が続いていると見られます。世界の景気も緩やかに回復している一方で、中国を始めアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、通商問題の動向、金融資本市場の変動の影響等について留意する必要がある状況となっております。

当社に関連する市場のうち、建設関連市場、電子部品関連市場、自動車関連市場は堅調な動きとなっております。一方太陽エネルギー関連市場は、平成29年4月より改正FIT法の施行に伴う行政側の事業計画認定審査の長期化については解消が進みつつありますが、当連結会計年度を通しては低調に推移いたしました。また、アパレル市場も低調に推移いたしました。このような環境の下、当社グループでは太陽エネルギー関連分野、繊維関連分野で売上が減少しましたが、建設資材関連分野、樹脂関連分野、電子部品関連分野で売上が増加した結果、全体としては売上が増加しました。販売費及び一般管理費については、売上増加に応じて対売上高比率でほぼ横ばいとなり、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は増加しました。

この結果、当社グループの当期における売上高は、85,310百万円（前連結会計年度比0.6%増）、営業利益は1,638百万円（同3.4%増）、経常利益は1,847百万円（同11.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,325百万円（同0.7%増）となりました。

セグメント別の売上高の概況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント別	期別	第130期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)	第129期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	伸び率(%)
建	材	48,815	49,418	△1.2
産	業	36,142	35,012	3.2
賃	貸	352	344	2.4
合	計	85,310	84,775	0.6

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。
2. 伸び率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

当連結会計年度のセグメント別の営業概況は、次のとおりであります。

建材（売上高伸び率△1.2%）

建設資材関連分野におきまして、需要の増加が前年度後半期より継続しており、売上が大幅に増加しました。一方太陽エネルギー関連分野は、改正FIT法の施行に伴う行政側の事業計画認定審査の長期化については解消が進みつつありますが、当連結会計年度を通しては市場が低調に推移したため、住宅用、産業用ともに売上が減少しました。その他の事業分野はほぼ前年並みとなり、建材セグメント全体では減少となりました。一方、工事受注に注力した結果、売上総利益率が改善し、セグメント利益は大幅に増加しました。

産業資材（売上高伸び率3.2%）

繊維関連分野では、アパレル市場が低調に推移したことにより売上は減少しました。また産業繊維関連分野も需要の低迷により売上が減少しました。一方樹脂関連分野では自動車関連市場が、また電子部品関連分野についても市場が堅調に推移し売上が増加したことで、産業資材セグメント全体では売上が増加しました。

しかしながら、電子部品関連分野で海外拠点の拡大、自社工場新設等の準備費用及び体制強化費用が発生したこと等により販売費及び一般管理費が増加しました。その結果、セグメント利益は減少しました。

賃貸不動産（売上高伸び率2.4%）

賃貸マンションの収益性改善等により、売上、セグメント利益ともに増加となりました。

2. 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

4. 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

5. 対処すべき課題

当社グループは2016年4月より中期計画「サステナ2020（ニーマルニーマル）」（2016年4月より2020年3月までの4か年計画）を遂行しております。

「サステナ2020」では、「持続的成長を継続するための事業構造・ポートフォリオ転換」をテーマとし、中期計画最終年度（2020年3月期）に売上高20%増（1,100億円）、親会社株主に帰属する当期純利益20億円、ROE10%以上を目標としております。

「サステナ2020」における計数目標及び当連結会計年度の結果は次のとおりでした。

経営指標	目標	当期実績（達成率）
売上高	1,100億円	853億円（78%）
親会社株主に帰属する 当期純利益	20億円	13億円（66%）
ROE	10%	8.7%（87%）

太陽エネルギー関連分野の市場動向が中期計画検討時の想定以上に厳しい環境下にて推移する中で、重点戦略を徐々に進めてまいりました。

「サステナ2020（ニーマルニーマル）」では、以下の4つを重点戦略として遂行しております。

1) ダントツ戦略

「省エネ」「軽量化」「省力化」を戦略領域とし、それぞれの領域で当社ならではのソリューションを提供してまいります。

①省エネソリューション

創エネ・省エネ・蓄エネを連係させ、住まいや建物のエネルギーの有効活用をトータルに支援するソリューション設計・提供を行ってまいります。

②軽量化ソリューション

社会環境やニーズの変化に対応する部材・資材へ、環境負荷を低める軽量化の代替品・改良品のソリューションをデザインから製造・加工・納品までの広いプロセスをコーディネートして提供してまいります。

③省力化ソリューション

「省力」の概念を加えた工法や新商材、また製造・加工など一手間加えたユニット化により、人口減少社会や効率化に対する需要に対応したソリューションを提供してまいります。

戦略領域である「省エネ」「軽量化」「省力化」に対して、高島ならではの役割立ち機能「開発提案力」「複合完結力」を掛け算で提供することで、単なる「モノ」売りから、お客様に付加価値の高い「ソリューション」提供へと変革を進めていき、売上の拡大、利益率の改善を目指します。今期はソリューション開発を進めるための研修を実施し、順次営業活動の中においてソリューション開発を展開しております。

今後、「ダントツ戦略」推進のために、さらに組織・個人の能力向上を図り、ダントツの専門力構築へ向けた人材育成・登用をより積極的に推進してまいります。

2) M&A推進

新規事業領域への拡大並びに付加価値機能強化を目的として、M&Aを積極的に推進し、事業ポートフォリオの転換を推進してまいります。M&A実施後は効果的な統合に注力し、早期にグループ全体でのシナジー効果を創出すべく活動してまいります。

今期までは、前々期までに買収・子会社化した2社のPMI（M&A後の統合）に注力し、さらなる内部統制強化を継続的に推進しつつ新規案件の選定を行い、持続的成長のための活動を積極的に展開しております。

3) 生産性向上

業務全体的見直しを行い、内部統制・コンプライアンス体制を強化しつつ、システム化などを通じて生産性の向上を推進してまいります。生産性の向上により一層の収益性向上を図ってまいります。

各部門にて業務見直しを行い、個別具体的な業務改善を実施しております。

4) コーポレート・ガバナンス強化

監査等委員会設置会社への移行、社外取締役並びに執行役員の増員などを通じて、「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則を踏まえ、より充実した「攻めのガバナンス」体制の構築に向けて継続的に取り組んでおります。

129期(2017年3月期)に、監査等委員会設置会社への移行及び社外取締役増員を行いました。130期(2018年3月期)は、新たな経営体制へ移行して2年目となり、執行役員の増員により機動的かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役会の監督機能を強化しております。

株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	期 別		第127期	第128期	第129期	第130期
			(平成26年度)	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度) (当連結会計年度)
売 上 高			91,738	91,230	84,775	85,310
営 業 利 益			1,756	1,687	1,584	1,638
経 常 利 益			1,974	1,753	1,661	1,847
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,368	1,122	1,316	1,325
1株当たり 当期純利益 (単位：円)			302.71	248.50	292.05	294.76
総 資 産			42,577	44,346	42,654	43,732
純 資 産			13,062	13,474	14,660	15,843

- (注) 1. 金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 純資産額には、役員向け株式交付信託が所有する当社株式を自己株式として計上しております。なお、1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の自己株式を含めて算定しております。
4. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第127期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ハイランドテクノ株式会社	百万円 70	100 %	繊維製品の加工・販売
シーエルエス株式会社	50	100	人工皮革・合成皮革等の各種資材、製品の販売
小野産業株式会社	495	100	プラスチック成形品の製造・販売
iTak (International) Limited	千香港ドル 25,000	100	電子部品、電子機器の販売

- (注) ハイランドテクノ株式会社は、平成30年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるTメディアカルパッケージ株式会社を吸収合併し、同日付でハイランドMP株式会社に商号を変更しております。

8. 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

セグメント別	主要製品又はサービス
建 材	太陽光発電システム、断熱資材・断熱工法、外壁・間仕切材、外装仕上げ材、屋根材、内装材・内装工事、仮設機材、建築用基礎材、土木資材・土木工事、防災関連資材、設備機器、環境対応関連商品、その他建材
産 業 資 材	合成樹脂、発泡合成樹脂、不織布、加工製品、環境配慮素材、自動車関連部材、新幹線・在来線などの車輛用部材、合成繊維、繊維製品、人工皮革製品、アパレル製品、テント倉庫、省エネ照明、電子部品、医療用物流資材、その他工業資材
賃 貸 不 動 産	保有不動産賃貸

9. 主要な営業所（平成30年3月31日現在）

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
高 島 株 式 会 社	本 社	東 京 都 千 代 田 区
	大 阪 支 店	大 阪 市 北 区
	名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区
	北 海 道 営 業 所	札 幌 市 中 央 区
	東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区
	中 国 営 業 所	広 島 市 中 区
	九 州 営 業 所	福 岡 市 中 央 区
	四 国 営 業 所	香 川 県 高 松 市
ハイランドテクノ株式会社	本 社 及 び 工 場	栃 木 県 那 須 塩 原 市
	東 京 支 店	東 京 都 文 京 区
シーエルエス株式会社	本 社	大 阪 市 中 央 区
	東 京 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区
小 野 産 業 株 式 会 社	本 社 及 び 工 場	栃 木 県 栃 木 市
iTak (International) Limited	本 社	中 華 人 民 共 和 国 香 港
	台 湾 代 表 事 務 所	台 湾 台 北 市
	マレーシア・ペナン事務所	マ レ ー シ ア ペ ナ ン
	日 本 支 社 東 京 オ フ ィ ス	東 京 都 新 宿 区
	日 本 支 社 大 阪 オ フ ィ ス	大 阪 市 福 島 区

- (注) 1. ハイランドテクノ株式会社は、平成30年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるTメディアカルパッケージ株式会社を吸収合併し、同日付でハイランドMP株式会社に変更しております。
2. ハイランドテクノ株式会社東京支店及びシーエルエス株式会社東京営業所は、平成30年5月に東京都台東区に移転しております。
3. iTak (International) Limitedマレーシア・ペナン事務所は、平成30年4月13日に閉所しております。

10. 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

事業名	従業員数	前期末比増減
建 材	125(41)	△8
産 業 資 材	335(187)	21
賃 貸 不 動 産	2(3)	△1
全 社 (共 通)	79(22)	1
合 計	541(253)	13

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であります。
 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

11. 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	期末借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,990
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	225

- (注) 期末借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の完全子会社であるハイランドテクノ株式会社は、平成30年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるTメディカルパッケージ株式会社を吸収合併し、同日付でハイランドMP株式会社に変更しております。

II. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 14,000,000株
2. 発行済株式の総数 4,514,757株（自己株式49,816株を除く）
3. 株主数 4,563名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
高 島 取 引 先 持 株 会	432	9.58
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	213	4.73
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	206	4.56
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	181	4.02
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	176	3.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	156	3.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	114	2.54
株 式 会 社 ク ラ レ	100	2.22
株 式 会 社 原 田 不 動 産 商 事	97	2.16
旭 化 成 建 材 株 式 会 社	81	1.80

- (注) 1. 千株未満の端数は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しており、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

5. その他株式に関する重要な事項

平成29年6月27日開催の第129回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決され、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となっております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項等
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高島 幸一	代表取締役社長 社長執行役員 兼 産業ソリューション事業本部長	
高垣 康孝	取締役 常務執行役員 建材ソリューション事業本部長	東建エンジニアリング株式会社 取締役
大畑 恭宏	取締役 常務執行役員 経営管理本部長	シーエルエス株式会社 取締役 小野産業株式会社 取締役 ハイランドテクノ株式会社 取締役
後藤 俊夫	取締役 グループ執行役員	iTak (International) Limited 代表取締役社長
弓削 道雄	取締役 (監査等委員・常勤)	
川添 丈	取締役 (監査等委員)	表参道総合法律事務所 代表弁護士
井上 健	取締役 (監査等委員)	
桃崎 有治	取締役 (監査等委員)	桃崎有治公認会計士事務所代表 OSJBホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）弓削道雄氏、取締役（監査等委員）川添丈氏、取締役（監査等委員）井上健氏及び取締役（監査等委員）桃崎有治氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）弓削道雄氏、取締役（監査等委員）川添丈氏、取締役（監査等委員）井上健氏及び取締役（監査等委員）桃崎有治氏と当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）桃崎有治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、弓削道雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 平成30年4月1日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
- ・代表取締役社長高島幸一氏は、産業ソリューション事業本部長兼務を解除されました。
 - ・取締役高垣康孝氏は、常務執行役員建材ソリューション事業本部長から専務執行役員建材ソリューション事業本部長に就任しました。
 - ・取締役大畑恭宏氏は、常務執行役員経営管理本部長から常務執行役員産業ソリューション事業本部長に就任しました。
 - ・取締役後藤俊夫氏は、グループ執行役員から常務グループ執行役員に就任しました。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （一名）	124百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	32百万円 （32百万円）
合 計 （うち社外役員）	8名 （4名）	156百万円 （32百万円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第128回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとして年額1億80百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第128回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議いただいております。
3. 平成24年6月28日開催の第124回定時株主総会において、業務執行取締役に つきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を基準とした利益連動報酬を導入する旨を決議いただいております。上記には、当事業年度中に利益連動報酬として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。
- ・取締役4名 39百万円

3. 社外役員に関する事項

	取締役（監査等委員）			
	弓削 道雄	川添 丈	井上 健	桃崎 有治
(1) 重要な兼職先と当社との関係	—	(別記1)	—	(別記2)
(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係	—	—	—	—
(3) 当事業年度における主な活動状況	(別記3)	(別記3)	(別記3)	(別記3)
(4) 責任限定契約の内容の概要	(別記4)	(別記4)	(別記4)	(別記4)
(5) 当社の子会社から当該事業年度において役員報酬等を受けているときの当該報酬等の総額	—	—	—	—
(6) 上記事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときの当該意見の内容	—	—	—	—

(別記1) 川添取締役は、表参道総合法律事務所代表弁護士であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記2) 桃崎取締役は、桃崎有治公認会計士事務所代表及びOSJBホールディングス株式会社社外監査役であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記3) 当事業年度中の取締役会、監査役会及び監査等委員会での活動状況並びに発言状況

区分	氏名	活動状況並びに発言状況
取締役 (監査等委員・常勤)	弓 削 道 雄	当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会13回のうち13回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	川 添 丈	当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会13回のうち13回出席しており、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	井 上 健	当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会13回のうち13回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	桃 崎 有 治	当事業年度に開催した取締役会15回のうち14回、監査等委員会13回のうち12回出席しており、主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

(別記4) 当社は社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 執行役員に関する事項（平成30年4月1日現在）

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員の構成は次の通りです。

氏名	地位	担当
山 本 明	執行役員	建材ソリューション事業本部 副本部長 兼 東日本統括部長
宮 本 努	執行役員	産業ソリューション事業本部 副本部長 兼 小野産業株式会社 代表取締役社長
鈴 木 隆 博	執行役員	経営管理本部長 兼 内部監査統括部長
川 上 哲 司	執行役員	建材ソリューション事業本部 中日本統括部長 兼 名古屋支店長
横 田 啓 介	執行役員	産業ソリューション事業本部 第一統括部長
内 木 仁	グループ執行役員	iTak International(Thailand)Limited 代表取締役社長
徳 本 貴 久	執行役員	経営管理本部 財務統括部長

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の会計監査人としての報酬等の額

34百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

当社の重要な子会社のうちiTak (International) Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等に対する監査等委員会の同意の理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査項目別監査時間や人員配置などの内容及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性などを検討した結果、会社法第399条第3項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、必要と認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人の独立性を尊重するため、現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社と有限責任 あずさ監査法人との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当社と監査受嘱者との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査受嘱者が契約の履行について悪意又は重大な過失がないときに限るものとします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、定期的かつ必要に応じた見直しを行い、取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制
 - i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立するとともに率先して当社及びグループ会社に周知徹底を図る。
 - ii. 取締役は、取締役会で定められた経営機構及び取締役の職務分掌に基づいて業務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。
 - iii. 取締役会については、取締役会規定を定め、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反を防止する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制
 - i. 経営企画担当役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
 - ii. 経営企画担当役員は、本社サーバーを可能な範囲で活用し、各取締役が閲覧できるよう整備・保存する。
 - iii. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理基準」に基づき、情報システム全般の責任体制を明確化し、情報漏えい等のリスクに対応するため「情報セキュリティ遵守事項」を別途定め、具体的施策を実施する。
- (3) 損失の危険管理に関する規定の整備と体制
 - i. 「高島グループリスクマネジメント方針」に基づき、社長執行役員をリスクマネジメント最高責任者として、リスク管理を行う。
 - ii. 経営戦略リスクについては、取締役会の責任で検討・対応決定を行う。
 - iii. 業務継続リスクについては、リスク管理委員会規定に基づき、経営管理本部長を委員長とする「リスク管理委員会」を開催して定期的なリスクの見直し・検討を行い、社長執行役員に提言を行うことにより、総合的なリスク管理を推進する。
 - iv. 経営企画担当役員が当社及びグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任を持って対処する。
 - v. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「事業継続計画基本規定」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
 - vi. 基幹ITシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに適切なセキュリティ対策を講じて対応する。
 - vii. 顧客対応リスクについては、事業担当取締役がリスクの見直し・検討を行い、必要な対策を策定し、「分掌別責任・権限規定」に基づく手続を行った上で責任を持って対処する。

- viii. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「業務分掌別責任・権限一覧表」に定められた決裁者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書による決裁手続を行った上で責任を持って対処する。
 - ix. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営管理部門と連携をとり、常に監視をしながら異常値を早期に把握・解決して損失発生の未然防止に当る。
 - x. 重大な問題が発生した場合は、リスク管理委員会規定に基づき「緊急リスク管理委員会」を開催し、その全容と真の原因を早期に徹底究明し、適正に問題解決に当たるとともに、実効性のある再発防止策を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 「業務分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。
 - ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社及びグループ会社の基本方針並びに組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社及びグループ会社に従事するすべての者が法令及び定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「高島グループコンプライアンスメッセージ」に則した業務遂行を常に意識し、「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」「独占禁止法コンプライアンス宣言」を率先して遵守するとともに「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取り組む。
 - ii. 「コンプライアンスプログラム」を策定し、社員に定期的な研修を行うことで、関連法規等の啓蒙を行うとともに、コンプライアンス意識向上を促進する。
 - iii. 内部監査部門の独立性、専門性を保つとともに、不適合な事実があった場合又は社内通報制度により通報があった場合は、経営管理本部長を中心とした社内調査、又は監査等委員会による調査を実施し、必要に応じコンプライアンス委員会で審議する等適切な処置をとる。
 - iv. 当社の監査等委員会は当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (6) 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 業務プロセスを規定化し、規定に基づく業務遂行を行うことで業務の適正を確保する。
 - ii. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り、業務の適正を確保する。
 - iii. 環境保全活動を重要課題と位置づけて、国内グループ会社を含めた各事業所でISO認証取得を行い環境管理委員会を設置し環境負荷の低減活動を推進する。

- iv. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本規定」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係をもたず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地域特殊暴力防止協議会」に加入して業務の適正を確保する。
 - v. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告を遂行するとともに定期的又は、必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務の適正を確保する。
 - vi. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - vii. グループ会社の内部統制強化のために、重要なリスクに対する決定を当社の事前承認の上でグループ会社が決定するよう、及び重要な事項に関する相談・報告が事前に当社になされるよう、「関係会社統制基準」に基づきグループ会社並びに当社の「業務分掌別責任・権限一覧表」に親会社決裁条項を明確に規定するとともに、必要な規定の整備を行う。
 - viii. 経理、システム、法務、人事、与信管理についてグループ会社へのガバナンスを強化するために、必要なグループ会社に対しては当社担当部門が機能補完を行い、日常業務における統制管理を行う。
 - ix. 監査等委員会はグループ会社の監査役と連絡を密にし、必要に応じてグループ監査役及び監査等委員からなる連絡会議を開催し、グループ会社の状況について報告を受けるものとする。
- (7) 監査等委員会の職務遂行補佐員及びその独立性、指示の実効性の確保に関する体制
- i. 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員職務遂行補佐員を配置するものとする。
 - ii. 監査等委員職務遂行補佐員の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会と協議を行い、同意を得た上で、決定する。
 - iii. 監査等委員職務遂行補佐員への業務命令は監査等委員が行い、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (8) 取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実気づいた時は、適切に対応するとともに監査等委員会に報告する。
 - ii. 経営会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項及び社内通報など、監査に必要かつ適切な情報を特定取締役が速やかに監査等委員会へ報告する。
 - iii. グループ会社の監査役は、役員及び使用人から会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実についての報告を受けた時は、適切に対応するとともに、監査等委員会に対して報告を行うこととする。

- (9) 監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- i. 監査等委員会に対して、(8)の報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- i. 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができる。
 - ii. 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 特定取締役及び内部監査部門は監査等委員会との連携を密にとり、効率的な監査等委員会監査が行われるよう体制を整備する。また監査等委員会は、内部監査部門より内部統制システムの構築・運用状況について定期的且つ随時報告を受け、必要に応じ説明を求めることができる。
 - ii. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に連絡会合を持ち監査等委員会が必要な情報を得られるよう配慮する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「業務の適正を確保するための体制」につきまして、以下のとおり運用しております。

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、グループ役職員を対象とした研修の実施や内部通報制度によるコンプライアンスの実効性向上に努めました。また、定期的開催するコンプライアンス委員会、リスク管理委員会において、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

(2) リスク管理

毎月当社グループ全拠点からの報告をもとにリスクのレビューを行い、企業報告に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において情報の共有を行いました。

(3) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施しました。

(4) 内部監査体制

当社の内部監査統括部門が監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しました。

(5) 監査等委員会監査体制

常勤監査等委員が監査計画に基づき、当社グループの監査を実施しました。また、監査等委員会（当期中に13回開催）のほか、内部監査部門及び会計監査人とも監査結果の報告等定期的に打ち合わせを行い、相互連携を図りました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、内部留保を拡充し有効活用することにより、企業価値と競争力を向上すると同時に株主に対する配当を安定的に継続することが企業としての重要な責務であると認識しています。

配当につきましては、株主への還元をより明確にするために、各期の業績に連動させる考えを取り入れ、連結配当性向25%程度とすることを基本方針としております。

内部留保金につきましては、M&Aなどの重点戦略への投融資に充当し、将来の業績向上を通じて株主への還元を図ってまいります。

当期におきましては、平成30年5月10日公表の「平成30年3月期 決算短信」に記載いたしましたとおり、1株当たり80円の期末配当とさせていただきます。

なお次期の配当につきましては、業績予想を踏まえ1株当たり80円の期末配当を予定しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	32,095	流 動 負 債	24,718
現金及び預金	2,510	支払手形及び買掛金	20,026
受取手形及び売掛金	25,551	短期借入金	2,331
商品及び製品	3,327	1年内返済予定の長期借入金	849
仕掛品	39	未払費用	452
原材料及び貯蔵品	74	未払法人税等	245
未成工事支出金	212	未払消費税等	165
前渡金	66	賞与引当金	376
前払費用	77	役員賞与引当金	39
繰延税金資産	175	その他	231
未収入金	85	固 定 負 債	3,170
その他	50	長期借入金	302
貸倒引当金	△76	繰延税金負債	785
固 定 資 産	11,637	退職給付に係る負債	82
有 形 固 定 資 産	5,719	再評価に係る繰延税金負債	405
建物及び構築物	2,312	その他	1,595
機械装置及び運搬具	390	負 債 合 計	27,889
工具、器具及び備品	93	純 資 産 の 部	
土地	2,907	株 主 資 本	13,459
リース資産	6	資本金	3,801
建設仮勘定	7	資本剰余金	1,825
無 形 固 定 資 産	141	利益剰余金	7,960
投 資 そ の 他 の 資 産	5,776	自己株式	△128
投資有価証券	4,084	その他の包括利益累計額	2,384
長期貸付金	3	その他有価証券評価差額金	1,409
長期営業債権	47	土地再評価差額金	866
退職給付に係る資産	237	為替換算調整勘定	△51
繰延税金資産	11	退職給付に係る調整累計額	160
その他	1,437	純 資 産 合 計	15,843
貸倒引当金	△44	負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,732
資 産 合 計	43,732		

連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	85,310
売 上 原 価	77,298
売 上 総 利 益	8,012
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,374
営 業 利 益	1,638
営 業 外 収 益	254
受 取 利 息	41
受 取 配 当 金	101
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	4
為 替 差 益	21
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	35
雑 収 入	51
営 業 外 費 用	45
支 払 利 息	43
雑 支 出	1
経 常 利 益	1,847
特 別 利 益	46
投 資 有 価 証 券 売 却 益	33
保 険 差 益	12
特 別 損 失	4
減 損 損 失	4
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,889
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	507
法 人 税 等 調 整 額	56
当 期 純 利 益	1,325
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,325

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	3,801	1,825	6,950	△123	12,454
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△316		△316
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,325		1,325
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,009	△4	1,004
平成30年3月31日残高	3,801	1,825	7,960	△128	13,459

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成29年4月1日残高	1,167	866	△13	185	2,206	14,660
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△316
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,325
自己株式の取得						△4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	241	-	△37	△25	178	178
当期変動額合計	241	-	△37	△25	178	1,182
平成30年3月31日残高	1,409	866	△51	160	2,384	15,843

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結範囲に関する事項

連結子会社 14社

(主要子会社名 ハイランドテクノ株式会社、シーエルエス株式会社、小野産業株式会社、iTak (International) Limited)

すべての子会社を連結の範囲に含めることとしております。

当連結会計年度より、平成29年5月16日に新たに設立したiTak International (Vietnam) Co., Ltd. を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、平成29年11月1日に新たに設立したiTak International (Malaysia) Sdn. Bhd. を連結の範囲に含めております。

ハイランドテクノ株式会社は、平成30年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるTメディカルパッケージ株式会社を吸収合併し、同日付でハイランドMP株式会社に変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 2社

(株式会社動力、TAKASHIMA MITSUGI PF (THAILAND) CO., LTD.)

すべての関連会社を持分法適用会社としております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちiTak (International) Limited、iTak International (Shanghai) Limited、iTak International (Thailand) Ltd.、iTak International (Shenzhen) Limited、iTak International (Vietnam) Co., Ltd.、iTak International (Malaysia) Sdn. Bhd. 及びアイタック株式会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

主として、商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は移動平均法（商品に含まれる販売用不動産は個別法）、未成工事支出金は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ②無形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
- ③小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ②その他の工事 工事完成基準

(6) ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法
金利スワップについて特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- ③ヘッジ方針
主として当社グループの管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(8) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされておりません。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありです。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

(1) 営業取引に対する担保差入資産

投資有価証券	2,082百万円
計	2,082百万円

(2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

投資その他の資産「その他」(供託金)	10百万円
計	10百万円

2. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	580百万円
電子記録債権	212百万円
支払手形	35百万円

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	7,162百万円
----------------	----------

4. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 51百万円

上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの 50百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,564,573株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月11日 取締役会	普通株式	316	利益剰余金	7.0	平成29年3月31日	平成29年6月9日

(注) 1. 平成29年5月11日開催の取締役会による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

2. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月10日 取締役会	普通株式	361	利益剰余金	80.0	平成30年3月31日	平成30年6月11日

(注) 平成30年5月10日開催の取締役会による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は取引限度規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また連結子会社についても、当社の取引限度規定に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しており、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係わる資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、太陽光発電システムの販売に伴う日照時間の補償に係る変動リスクに対するヘッジを目的とした天候デリバティブ取引であります。金利スワップ取引については、変動金利による長期借入金の支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るため、借入金の個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。またデリバティブの利用にあたっては、取引相手に対する信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,510	2,510	－
(2) 受取手形及び売掛金	25,551	25,551	－
(3) 投資有価証券	3,869	3,869	－
資産計	31,931	31,931	－
(1) 支払手形及び買掛金	20,026	20,026	－
(2) 短期借入金	2,331	2,331	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	849	849	－
(4) 長期借入金	302	300	△2
負債計	23,510	23,508	△2
デリバティブ取引（※）	△26	△26	－

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券、並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引②参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位：百万円)

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	962	—	△25	△25
	ユーロ	45	—	△0	△0
合 計		1,007	—	△26	△26

(b) その他（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。）

(単位：百万円)

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	天候デリバティブ取引 売建				
	プット	50 (-)	— (-)	△0	△0
	買建				
	コール	50 (1)	— (-)	0	△1
合 計		101 (1)	— (-)	—	△1

「契約額等」及び「契約額等のうち1年超」欄の（ ）書きはオプション料の金額であります。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対 象	契約額等	うち1年超	時 価	当該時価の 算定方法
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	100	—	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（負債(4)長期借入金参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	214

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,510	—	—	—
受取手形及び売掛金	25,551	—	—	—

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,331	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	849	—	—	—	—	—
長期借入金	—	252	40	10	—	—

V. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸住宅・賃貸ホテル（土地を含む）等を所有しております。平成30年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は197百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,793	△95	3,698	5,718

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却の実施（95百万円）によるものであります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によるものであります。

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,523円65銭

1株当たり当期純利益 294円76銭

(注1) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式併合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

(注2) 役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。役員向け株式交付信託が保有する当社株式の期末株式数は、前連結会計年度及び当連結会計年度18千株、期中平均株式数は前連結会計年度11千株、当連結会計年度18千株であります。

Ⅶ. 追加情報に関する注記

役員向け株式交付信託について

当社は、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。以下同じ。）を対象として業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、業績に応じて当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという業績連動型の株式報酬制度であります。業績の指標としては「親会社株主に帰属する当期純利益」を使用することとします。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は当連結会計年度末28百万円、18千株であります。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	25,141	流動負債	20,175
現金及び預金	1,231	買掛金	13,121
受取手形	7,064	電子記録債権	4,053
売掛金	10,125	短期借入金	900
電子記録債権	3,245	1年内返済予定の長期借入金	849
商未成工事支出金	1,139	関係会社預り金	179
前払費用	212	リース債務	6
繰延税金資産	61	未払費用	82
短期貸付金	41	未払法人税等	191
関係会社預け金	149	未払消費税等	135
未収入金	126	前受り金	149
その他の貸倒引当金	1,760	預り金	92
	146	賞与引当金	59
	32	役員賞与引当金	287
	△194	その他の負債	39
固定資産	11,697	固定負債	2,847
有形固定資産	3,920	長期借入金	302
建物	1,716	リース債務	2
構築物	64	預り保証金	1,535
機械及び装置	18	繰延税金負債	594
工具、器具及び備品	31	再評価に係る繰延税金負債	394
土地	2,080	その他の負債	18
リース資産	8	負債合計	23,023
無形固定資産	38	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	28	株主資本	11,725
施設利用権等	10	資本金	3,801
投資その他の資産	7,738	資本剰余金	1,825
投資有価証券	3,908	資本準備金	950
関係会社株式	2,396	その他の資本剰余金	875
従業員長期貸付金	3	利益剰余金	6,226
関係会社長期貸付金	45	その他利益剰余金	6,226
敷金及び保証金	1,292	別途積立金	700
前払年金費用	6	特別償却準備金	0
長期営業債権	47	繰越利益剰余金	5,526
その他の貸倒引当金	83	自己株式	△128
	△44	評価・換算差額等	2,090
資産合計	36,839	その他有価証券評価差額金	1,398
		土地再評価差額金	691
		純資産合計	13,816
		負債・純資産合計	36,839

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	63,808
売 上 原 価	58,561
売 上 総 利 益	5,246
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,284
営 業 利 益	961
営 業 外 収 益	574
受 取 利 息	56
受 取 配 当 金	409
債 却 債 権 取 立 益	3
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	40
雑 収 入	65
営 業 外 費 用	44
支 払 利 息	18
為 替 差 損	25
雑 支 出	0
経 常 利 益	1,491
特 別 利 益	43
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	43
税 引 前 当 期 純 利 益	1,534
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	331
法 人 税 等 調 整 額	41
当 期 純 利 益	1,161

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計			
					別 途 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
平成29年4月1日残高	3,801	950	875	1,825	700	1	4,680	5,381	△123	10,885	
当期変動額											
剰余金の配当							△316	△316		△316	
特別償却準備金の取崩						△0	0	-		-	
当期純利益							1,161	1,161		1,161	
自己株式の取得									△4	△4	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△0	846	845	△4	840	
平成30年3月31日残高	3,801	950	875	1,825	700	0	5,526	6,226	△128	11,725	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	
平成29年4月1日残高	1,145	691	1,836	12,722
当期変動額				
剰余金の配当				△316
特別償却準備金の取崩				-
当期純利益				1,161
自己株式の取得				△4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	253		253	253
当期変動額合計	253		253	1,094
平成30年3月31日残高	1,398	691	2,090	13,816

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品は移動平均法、未成工事支出金及び販売用不動産は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

年金資産の見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を下回る場合には、当該差異を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事
工事完成基準

5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについて特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- (3) ヘッジ方針
当社の管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産及びその対応債務

- (1) 営業取引に対する担保差入資産

投資有価証券	2,082百万円
計	2,082百万円
- (2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

投資その他の資産「その他」(供託金)	10百万円
計	10百万円

2. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	494百万円
電子記録債権	212百万円

3.	資産に係る減価償却累計額		
	有形固定資産の減価償却累計額	2,403	百万円
4.	保証債務		
	子会社借入金保証	26	百万円
	計	26	百万円
	上記のうち外貨による保証残高	26	百万円 (US\$ 250千)
5.	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	関係会社に対する短期金銭債権	798	百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	59	百万円
6.	事業用土地の再評価		
	土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。		
	なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。		
	再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。		
	再評価を行った年月日…… 平成14年3月31日		
	再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△51	百万円
	上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの	△37	百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,273	百万円
仕入高	222	百万円
その他の営業取引高	33	百万円
営業取引以外の取引高	359	百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	659	9	600	68

(注1) 当事業年度末の普通株式の自己株式数には役員向け株式交付信託が保有する当社株式18千株が含まれております。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加9千株は、単元未満株式の買取り8千株と株式併合による端株買取り0千株によるものであります。

(注3) 平成29年10月1日付で普通株式10株について1株の割合で株式併合を行っております。これにより自己株式数が600千株減少しております。

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	80
賞与引当金	88
販売用不動産評価損	99
会員権評価損	7
投資有価証券評価損	73
減損損失	1
その他	60
繰延税金資産小計	411
評価性引当額	△240
繰延税金資産合計	170
繰延税金負債	
前払年金費用	△2
その他有価証券評価差額金	△613
特別償却準備金	△0
土地再評価差額金	△394
繰延税金負債合計	△1,009
繰延税金資産の純額	△838

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.99
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.71
住民税均等割等	1.12
評価性引当額の影響額	△1.93
その他	△0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.31

VI. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	ハイランドテクノ株式会社	栃木県那須塩原市	70	繊維製品の加工・販売	(所有) 直接100%	兼任1人	当社商品の販売 余剰資金の預け・預り	商品の販売(注1) 資金の預け(注2) 資金の預りの預り(注2) 受取利息(注2)	174 556 520 0	売掛金 関係会社預け金	116 36
子会社	シーエルエス株式会社	大阪府大阪市	50	人工皮革・合成皮革等の各種資材・製品の販売	(所有) 直接100%	兼任1人	余剰資金の預け・預り	資金の預け(注2) 資金の預りの預り(注2) 受取利息(注2)	3,813 3,009 3	関係会社預け金	803
子会社	小野産業株式会社	栃木県栃木市	495	プラスチック成形品の製造・販売	(所有) 直接100%	兼任1人	余剰資金の預け・預り	資金の預け(注2) 資金の預りの預り(注2) 受取利息(注2)	2,114 1,304 5	関係会社預け金	810
子会社	アイタック株式会社	東京都新宿区	40	電子部品と電子機器の販売	(所有) 間接100%	兼任1人	余剰資金の預け・預り	資金の預け(注2) 資金の預りの預り(注2) 支払利息(注2)	142 282 1	関係会社預り金	139

(注1) 商品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

(注2) 資金の預け・預りについては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注3) 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,072円79銭
1株当たり当期純利益	258円31銭

(注1) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

(注2) 役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。役員向け株式交付信託が保有する当社株式の期末株式数は、前事業年度及び当事業年度18千株、期中平均株式数は前事業年度11千株、当事業年度18千株であります。

Ⅷ. 追加情報に関する注記

役員向け株式交付信託について

取締役信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「Ⅶ. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

高 島 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 紙 本 竜 吾[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高島株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高島株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

高 島 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 紙 本 竜 吾[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高島株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

高 島 株 式 会 社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 弓 削 道 雄[㊟]

監査等委員（社外取締役） 川 添 丈[㊟]

監査等委員（社外取締役） 井 上 健[㊟]

監査等委員（社外取締役） 桃 崎 有 治[㊟]

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名は任期満了となります。つきましては、取締役の多様化及び経営体制の強化を図るため3名増員し、新任取締役3名を含めた取締役7名の選任をお願いするものです。なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	たかしま こういち 高島 幸一 (昭和27年8月8日生)	昭和53年2月 ブロクター・アンド・ギャンブル日本法人入社 平成12年7月 ブロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク エクスターナル・リレーションズディレクター 平成14年6月 当社入社 平成14年6月 取締役副社長 平成15年6月 代表取締役副社長 平成16年6月 代表取締役社長 平成28年4月 代表取締役社長兼産業ソリューション事業本部長 平成28年6月 代表取締役社長兼社長執行役員兼産業ソリューション事業本部長 平成30年4月 代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	34,211株
2	たかがき やす たか 高垣 康孝 (昭和29年5月21日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 建材担当ディレクター 平成15年7月 建設分野担当ディレクター 平成16年4月 建設資材担当ディレクター 平成19年4月 名古屋支店長兼建設資材担当 ディレクター 平成21年4月 建材事業本部長兼東京統括部長 平成21年6月 取締役建材事業本部長兼東京統括部長 平成22年10月 取締役建材事業本部長 平成23年6月 常務取締役建材事業本部長 平成24年6月 東建エンジニアリング株式会社取締役（現任） 平成28年4月 常務取締役建材ソリューション事業本部長 平成28年6月 取締役兼常務執行役員建材ソリューション事業本部長 平成30年4月 取締役兼専務執行役員建材ソリューション事業本部長（現任）	7,503株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	おおはた やすひろ 大畑 恭宏 (昭和40年4月11日生)	昭和63年4月 ブロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社 平成11年7月 株式会社クラシック・キャピタル・コーポレーション取締役 平成13年4月 株式会社アール・ツー・イノベーション取締役 平成16年1月 株式会社B Tカンパニー社長 平成20年4月 当社入社 経営企画担当ディレクター 平成21年4月 経営企画統括部長 平成21年6月 取締役経営企画統括部長 平成22年4月 取締役経営企画統括部長兼財務統括部長 平成23年4月 取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長兼財務統括部長 平成23年6月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長兼財務統括部長 平成23年10月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長 平成25年1月 常務取締役経営管理本部長兼内部監査統括部長兼経営企画統括部長 平成25年5月 ハイランドテクノ株式会社(現ハイランドMP株式会社) 取締役(現任) 平成26年4月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長兼産業資材戦略担当 平成27年3月 シーエルエス株式会社取締役(現任) 平成27年4月 常務取締役経営管理本部長兼産業資材事業本部長 平成27年11月 小野産業株式会社取締役(現任) 平成28年4月 常務取締役経営管理本部長兼産業ソリューション戦略担当 平成28年6月 取締役兼常務執行役員経営管理本部長兼産業ソリューション事業戦略担当 平成29年4月 取締役兼常務執行役員経営管理本部長 平成30年4月 取締役兼常務執行役員産業ソリューション事業本部長(現任)	12,685株
4	ごとう としお 後藤 俊夫 (昭和34年12月12日生)	昭和58年4月 当社入社 平成9年10月 当社経営企画室付課長兼iTak(International) Limited 代表取締役社長 平成15年4月 当社電子デバイス担当ディレクター兼iTak(International)Limited 代表取締役社長 平成21年4月 iTak(International)Limited 代表取締役社長 平成24年6月 当社取締役兼iTak(International)Limited 代表取締役社長 平成28年6月 当社取締役兼グループ執行役員 iTak(International)Limited 代表取締役社長 平成30年4月 当社取締役兼常務グループ執行役員 iTak(International)Limited 代表取締役社長(現任)	5,810株
5	※ やまもと あきら 山本 明 (昭和38年2月9日生)	昭和62年4月 株式会社大阪東通(現株式会社関西東通) 入社 平成3年10月 丸紅合樹製品株式会社(現丸紅ブラックス株式会社) 入社 平成22年2月 当社入社 建材事業本部 特販推進大阪ビジネスユニットマネージャー 平成23年4月 建材事業本部 中国営業所長 平成25年4月 建材事業本部 西日本統括部 副統括部長 平成26年4月 建材事業本部 東日本統括部長 平成28年6月 東建エンジニアリング株式会社 監査役(現任) 平成29年4月 執行役員 建材ソリューション事業本部 東日本統括部長 平成30年4月 執行役員 建材ソリューション事業本部副本部長 兼東日本統括部長(現任)	419株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	※ みやもと 宮本 努 (昭和46年5月26日生)	平成7年4月 松下電器株式会社(現パナソニック株式会社) 入社 平成18年5月 株式会社ミスミ 入社 平成26年10月 当社入社 経営企画統括部副統括部長 平成27年4月 当社経営企画統括部長兼シーエルエス株式会社代表取締役社長 平成27年11月 当社経営企画統括部長兼小野産業株式会社代表取締役社長 平成29年4月 執行役員産業ソリューション事業本部戦略担当兼小野産業株式会社代表取締役社長 平成30年4月 執行役員産業ソリューション事業本部副本部長兼小野産業株式会社代表取締役社長兼ハイランドMP株式会社 取締役(現任)	0株
7	※ すずき たかひろ 鈴木 隆博 (昭和43年10月20日生)	平成3年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行) 業務推進部調査役 平成19年4月 K F i株式会社(現東京国際コンサルティング株式会社) エグゼクティブコンサルタント 平成26年6月 株式会社LTCBネットワークス マネージングディレクター 平成27年12月 当社入社 内部監査統括部副統括部長 平成28年1月 内部監査統括部長 平成29年4月 執行役員内部監査統括部長 平成30年4月 執行役員経営管理本部長兼内部監査統括部長(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社に特別な利害関係はありません。
3. 各候補者の選任理由は以下のとおりです。
- (1) 高島幸一氏は、国際・国内マーケティング、営業部門等の業務経験を経て、当社に平成14年に入社し、経営的立場での豊富な経験を有しております。平成16年以来当社の代表取締役社長として、グループ経営を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (2) 高垣康孝氏は、営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。平成21年より当社取締役として、建材事業を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (3) 大畑恭宏氏は、コンサルティング等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しています。平成21年より当社取締役として、経営管理部門を統括する立場で活動を行い、また、平成30年4月からは産業資材事業を統括する立場で積極的に活動し、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (4) 後藤俊夫氏は、国際営業部門での業務経験を経て、経営的立場で豊富な経験を有しています。平成24年より当社取締役として、電子部品事業子会社を統括する立場で、国際的事業展開の推進等で、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (5) 山本明氏は、営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。平成29年より当社執行役員として、建材事業の最重要分野を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (6) 宮本努氏は、メーカー等の国際・国内営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しています。平成27年より子会社小野産業株式会社の代表取締役として、また平成29年より当社執行役員として、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (7) 鈴木隆博氏は、金融、コンサルティング等の営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しています。平成29年より当社執行役員として、内部監査部門を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>ゆづり せきお こと</p> <p>(昭和24年9月3日生)</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行</p> <p>平成12年5月 同行京都支店長</p> <p>平成14年6月 横浜ゴム株式会社取締役経理部長</p> <p>平成16年10月 同社執行役員ホース配管事業部長</p> <p>平成18年4月 同社執行役員コンプライアンス推進室長兼総務/購買部担当</p> <p>平成19年6月 同社常任監査役</p> <p>平成23年6月 同社顧問</p> <p>平成24年6月 当社社外取締役</p> <p>平成28年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現任)</p>	4,413株
2	<p>いのうえ たけし</p> <p>井上 健</p> <p>(昭和21年11月17日生)</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>昭和44年7月 日本国有鉄道入社</p> <p>昭和58年7月 同社電気局管理課総括補佐</p> <p>昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 同社鉄道事業本部施設電気部電力課長</p> <p>昭和63年3月 同社経営管理部課長</p> <p>平成2年6月 同社東北地域本社企画調整部長</p> <p>平成5年3月 同社関連事業本部ホテル・オフィス事業部長</p> <p>平成8年3月 同社鉄道事業本部施設電気部担当部長</p> <p>平成9年6月 同社取締役千葉支社長</p> <p>平成11年10月 東日本旅客鉄道株式会社取締役設備部長</p> <p>平成12年6月 同社常務取締役鉄道事業本部副本部長</p> <p>平成14年6月 日本電設工業株式会社代表取締役社長</p> <p>平成24年6月 同社取締役会長</p> <p>平成27年6月 同社相談役</p> <p>平成28年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	桃崎有治 (昭和25年12月18日生) 社外取締役候補者	昭和53年10月 監査法人西方会計士事務所(現・有限責任監査法人トーマツ)入所 平成3年7月 有限責任監査法人トーマツ社員 平成10年7月 同監査法人代表社員 平成16年2月 同監査法人東京事務所経営委員会委員 平成20年3月 同監査法人業務管理本部本部長兼経営会議オブザーバー 平成24年1月 トーマツグループ(監査法人・税理士法人・コンサルティング子会社・F A子会社)最高情報責任者 平成27年1月 桃崎有治公認会計士事務所開設、代表(現任) 平成27年6月 大林道路株式会社社外監査役 OSJBホールディングス株式会社社外監査役(現任) 株式会社ベネフィット・ワン社外取締役 平成28年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 桃崎有治公認会計士事務所代表 OSJBホールディングス株式会社社外監査役	0株
4	※ 籾 連 (昭和32年2月26日) 社外取締役候補者	昭和61年10月 司法試験合格 平成元年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成2年1月 光和総合法律事務所設立に参加 光和総合法律事務所パートナー弁護士(現任) 平成28年6月 シナネンホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) シナネンホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社に特別な利害関係はありません。
3. 各社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- (1) 弓削道雄氏は、国際・国内金融営業部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。平成24年6月から当社の社外取締役として、積極的に意見・提言等を行っており、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (2) 井上健氏は、事業法人の社長としての豊富な経験・実績・見識を有しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (3) 桃崎有治氏は、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を有しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (4) 籾連氏は、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。法的側面からの視点で当社の経営ガバナンスの向上に貢献し得る人物と評価しております。かかる点を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

4. 弓削道雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 井上健氏及び桃崎有治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、弓削道雄氏、井上健氏、桃崎有治氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。また、篠連氏の選任が承認された場合は同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、弓削道雄氏、井上健氏、桃崎有治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、篠連氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、平成28年6月29日開催の第128回定時株主総会において、年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案が承認されますと、取締役の人数は現在の4名から7名に増員となること、また役員が適切にリスクをとるインセンティブを高め、攻めのガバナンスを实践する観点から、取締役の報酬額を年額320百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

以上

株 主 メ モ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月下旬
基 準 日	定時株主総会・期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。
株主名簿管理人及び 特別口座の管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電 話 照 会 先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
一 単 元 の 株 式 の 数	100株
ホームページアドレス	http://www.tak.co.jp/

●住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

●未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

<株主総会会場ご案内図>

会場 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル
 当社本店11階会議室



◎交通機関のご案内

J R 中央線（快速）、中央・総武線（各駅停車）

..... 御茶ノ水駅 御茶ノ水橋口より 徒歩 2分

地下鉄

東京メトロ 丸ノ内線 御茶ノ水駅 2番出入口より 徒歩 3分

東京メトロ 千代田線 新御茶ノ水駅 B1番出入口より 徒歩 2分